

令和7年度 形上小学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは児童・生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 一部省略）

心身に重大な影響を及ぼすいじめを、「しない・させない・許さない」児童の育成を図るとともに、児童が安心して生活し学ぶことができる学校づくりを推進するため、学校が保護者・地域・関係機関と連携し、いじめ防止のための諸対策を検討し実践する。

- いじめ防止の体制及び相談体制を確立する。
- いじめをする児童には、毅然とした指導をする。
- いじめられている児童には、周囲の人間が徹底して守り通すという姿勢を示す。
- 万一の場合に備えた報告・連絡マニュアルを作成する。

【目指す児童像】

か んがえる子 た くましい子
が んばる子 み がき合いやさしい子

いじめ対策委員会

校 長 ・ 教 頭 ・ 教務主任 ・
生活指導主任 ・ 該当教諭（担任） ・
養護教諭

必要に応じて、警察機関
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
等の派遣を要請する。

育友会・地域との連携

育友会生活指導部・形上小学校
校区健全育成協議会・まちづ
くり協議会等による見守り活
動

関係機関との連携

長崎市教委学校教育課生徒指
導係・教育研究所
・飛田内科クリニック
（学校医）
・形上駐在所

児 童 会

運営委員会や代表委員会、及
び学級活動において、望まし
い人間関係を醸成するための
児童活動を企画運営させ、児
童による自己指導力育成に資
する活動に取り組ませる。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 道徳や学級活動の時間を充実させ、生命尊重や思いやりの心、人権に関する価値観の確立を図り、「いじめをしない・させない・許さない」学校学級の風土を醸成する。
- 教職員の研修に努め、教職員の言動や態度がいじめにつながることを理解させるとともに、児童の観察や対応の仕方についての指導力向上を図る。
- 学校はチームであるという認識に立ち、隣接学年の連携や生活指導連絡会での情報交換や事例研究、対応の仕方などの協議・行動し、学級経営等の諸問題の解決に当たる。
- 育友会や育成協、子どもを守るネットワークによる情報交換や見守り活動などでいじめ防止を啓発する。

いじめの早期発見

- 朝の健康観察や学習及び生活場面における児童のささいな変化に気付くことができるよう、日常の児童理解に努める。
- 毎月の「なかよしアンケート」（いじめ防止）による調査や学期ごとの教育相談を実施する。学校が把握したいじめの認知件数については、保護者に公表し把握漏れを防ぐ。
- 電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童を見守るよう努める。
- いじめの可能性があると感じたら迷うことなく、個人面談や事実関係などの情報収集を行う。

いじめに対する措置

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、「いじめ対策委員会」を招集し、早急に次のような対策を講じる。
 - 教職員が連携し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して複数で事情を確認した上で適切な指導を行う。
 - 同時に関係する児童や事情を知る人にも事実関係を複数で確認する等、組織的な対応を行う。
 - そのうえで、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、育友会や警察等関係機関との連携を取る。
 - いじめを受けた児童やいじめたとされる児童の家庭に対して事実関係を知らせ、学校の対応を説明したうえで、再発防止の取組に理解と協力を求める。
- このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことや、組織的な対応を可能とする体制を整備しておく。

いじめ重大事態について

（１）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて７日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（２）重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

（３）調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報を得た大人・職員

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生徒指導担当へ報告

→ 直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認をする。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」による関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 事実関係を把握するとともに、被害児童の心理的圧迫感を軽減することに努める。
- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- 加害児童の行為が一定の限度を超える場合や継続が疑われる場合には、出席停止の措置を講じる。
- 加害児童に、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、何があってもいじめに向かわない心を育てる。
- 傍観していた児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめに対する取組を行う。

いじめのチェックリスト（抜粋）

いじめられている子どもが発するサイン

- ① からだや体調
 - ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
 - ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
- ③ 友達との関係
 - ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
 - ☐ 人の言いなりになっているように見える。
(いわゆる使い走りではないか?)
 - ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
 - ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。

学校の生活場面でのチェックポイント

- ① 学級の雰囲気
 - ☐ グループにしか分からないあだ名で特定の子どもを話している。
 - ☐ 特定の子どもがグループから離れて１人で行動するようになる。

家庭でのチェックポイント

- ① からだや体調
 - ☐ ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。
- ④ 生活面
 - ☐ 筆箱やかばんが壊れていたり、持ち物が頻繁になくなったりしている。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	前年度引継ぎ、児童理解全体会実施 生活アンケートの実施 生活指導連絡会	10月	生活アンケートの実施 生活指導連絡会
5月	生活アンケートの実施 生活指導連絡会	11月	生活アンケートの実施 生活指導連絡会
6月	生活アンケートの実施（個人面談） 生活指導連絡会	12月	生活アンケートの実施 生活指導連絡会 人権週間の取組、学校評価の実施
7月	児童個別面談・保護者面談の実施 生活アンケートの実施 生活指導連絡会	1月	生活アンケートの実施、生活指導連絡会 いじめ防止基本方針の点検・見直し
8月	いじめ問題に関する校内研修	2月	生活アンケートの実施、生活指導連絡会
9月	生活アンケートの実施 個別面談の実施 生活指導連絡会	3月	生活アンケート 生活指導連絡会（引継ぎ） 引継ぎシートの作成

様 々 な 相 談 機 関

相 談 機 関	電 話 番 号	相 談 可 能 な 時 間
24時間子ども SOS ダイヤル（親子ホットライン）	0120-0-78310	24時間
こども総合電話相談（子育てサポート課）	822-3725	平日 8:45～17:30
長崎市教育研究所 教育相談	0120-556-275	平日 9:00～17:00
子どもの人権 110番	0120-007-110	平日 8:30～17:15

子供が発するサイン

（いじめている子供が家庭で出すサイン）

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐ 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。
- ☐ 洗わなければいけない体操服を持ってこない。（他人のものを借りて使っている）

（いじめられている子供に学校・家庭等が気付くサイン）

①からだや体調

- ☐ ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。（使い走りではないか）
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の子供の席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- ☐ 筆箱やかばんが壊れていたり、持ち物が頻繁になくなったりしている。
- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

（学校の生活場面でのチェックポイント）

学級の雰囲気

- ☐ グループにしか分からないあだ名で特定の子どものことを話している。
- ☐ 特定の子供がグループから離れて 1 人で行動するようになる。